

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

平成17年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成18～27年度、以下、「前計画」という。）においては、1人1日あたりごみ排出量（集団回収資源物を除く）を988g、リサイクル率（※1）を17.0%に設定し（注1）、循環型社会形成推進基本法をはじめリサイクル推進のための各種法制度に基づき、ごみの減量化を進めてきました。

近年、経済のグローバル化の進展や少子高齢化の進展、インターネットの普及によるコミュニケーションの変化等により、私たちの消費のあり方や生活は日々変化し続けています。

また、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故による災害等廃棄物や放射性廃棄物の発生と処理の困難さは、私たちに安全で円滑なごみ処理の重要性を改めて知らしめました。

このような社会状況の変化や災害・事故への対応を踏まえ、市民の良好な生活環境を支え、より発展させていくため、将来目指すべきごみ処理行政の姿を明らかにし、基本理念や目標を設定し、その実現のために重点的に取り組む施策などを整理し、計画を抜本的に見直すものです。

（注1）前計画では、平成22年度に中間見直しを行い、計画期間はそのままに、目標値や施策を見直した「後期計画」の策定を行ないました。

● 後期計画での変更点

- ・計画目標：1人1日あたりのごみ排出量 1,090g→988g
リサイクル率 20.1%→17.0%
- ・基本施策：「学校給食施設の生ごみリサイクル推進」を追加

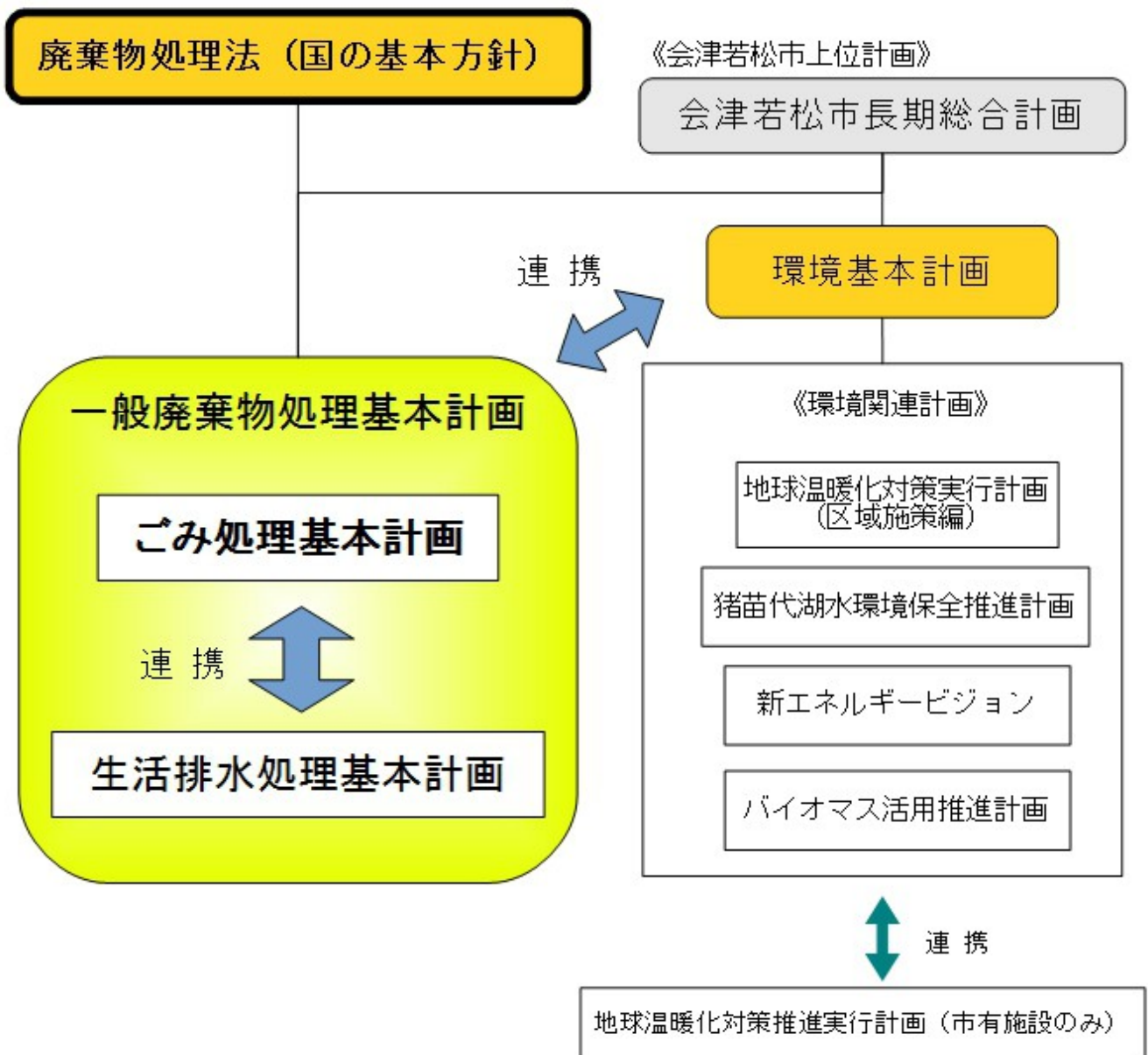
(2) 計画の位置付け

①他計画等との関係

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき、会津若松市（以下、「本市」という。）が循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物（※2）の排出抑制と適正処理を進めるために必要となる考え方や基本的な方向性を定めるものです。

なお、計画の策定にあたっては、「会津若松市長期総合計画」や「会津若松市環境基本計画」をはじめ、関連する計画との整合を図ることとします。

<< 一般廃棄物処理基本計画(平成28年～平成37年)策定イメージ >>



②計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

③計画期間

本計画の期間は、平成28年度～平成37年度までの10年間とします。

なお、本計画は概ね5年で見直しを行うものとし、社会経済情勢やごみ排出量の変化、又は諸条件に変動があった場合には必要に応じて見直しを行います。